

東亞經濟叢論

第參卷 第貳號

昭和十八年八月

滿洲經濟建設に於ける國家資本の地位……………經濟學士 島 恭 彦

唐代民間に於ける度量器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例……………文學博士 那 波 利 貞

南方社會の一考察……………經濟學士 鍵 本 博

山西の土法製鐵……………經濟學士 菊 田 太 郎

農産増強と滿洲開拓政策の課題……………經濟學士 山 岡 亮 一

支那蠶絲業の調整政策……………經濟學士 堀 江 英 一

佛印關稅制度の意義……………經濟學士 河 野 健 二

華北郵政人壽保險制度梗概……………法學士 青 谷 和 夫

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

華北郵政人壽保險制度梗概

青 谷 和 夫

目次

一	はしがき	二	支那における生命保険事業の沿革	三	郵政人壽保險創始の趣旨	四	事業經營形態		
五	業務執行機關及び地域並に加入の對象	六	契約條項	七	加入者保護の規定	八	會計組織	九	剩餘金の處分
一〇	積立金の運用	一一	むすび						

一 はしがき

支那における國家再建設の進捗と經濟社會の實情に鑑み、堅實なる基礎に立つところの生命保險會社を創設して、これが積極的活動を助成し、以て生命保險を通じて支那人の經濟生活を擁護し、その福祉を増進すると共に、富籤を加味せる魅力的手段の活用により、民間滯留資金の長期吸収を圖り、生産の擴充資金・國家再建設資金の増強並に刻下緊要なる悪性インフレーションの進行抑壓に資せんとするの議は、遠く支那事變勃發直後に興つたのである。その後、この計畫は着々進められ、日支合辦の國策會社とすべく種々工作が進められてゐる中に、中華人壽保險株式會社創立の議が上り、民國二十九年（昭和十五年）三月、片倉耕介・金壁東兩氏よりこれが創立の願書が興亞院華北連絡部に提出され、翌三十年三月十五日設立が認可され、同年五月一日創立の運びに至つたの

である。¹⁾しかるに、その後における同會社の業績はあまり芳ばしいものではない。一方、同年の始め、官營による生命保險事業を創始せんとする議が華北郵政總局の當局者によつて企圖せられ、着々準備を進めてゐたのであるが、同年末に至り郵政人壽保險創設計畫案を決定し、更に、翌民國三十一年初頭に至り關係法令の草案の成立をみるに至つた。かくして、同計畫案・法令案等は、更に簡易保險局・興亞院等に於て修補推敲が加へられ、民國三十一年七月六日『華北郵政人壽保險暫行辦法』を公布し、同月十六日實施の彼岸に到達したのである。尙、これに伴ひ、『華北郵政人壽保險規則』が公布され、關係の法律・條例等（華北郵政資金運用暫行辦法・郵政總局組織暫行條例改正・華北郵政總局組織暫行條例・郵政總局分科暫行規則改正・華北郵政總局分處暫行規則・華北郵政資金局組織暫行規則・華北郵政資金局分處暫行規則・華北郵政總局各區郵政管理局組織通則）の制定改正が行はれた。

二 支那における生命保險事業沿革

一 支那における保險事業は一八三五年英商が香港に開業した友甯保險公司 Union Insurance Society of Canton, Ltd. を以て嚆矢とし^(註1)、一八四二年の南京條約による五港開放以後、外國商人の開港場に来つて保險事業を經營する者續出するに至つたのである。而して、生命保險事業を早くより支那に進出せしめたのは永福人壽保險公司 Standard Life Assurance Co. である。同社は一八二五年英國エヂンバラに創立されたものであるが、一八四六年前記支那名を以て、支那在住の英國人を對象として生命保險事業を經營したのである。その後の設立にかかるとは別として、右はいづれも外國人の經營に成れる保險事業であるが、支那人自身の設立になる生命保險事

1) 神山公一、中華人壽保險株式會社設立經過の概要（保險經營研究第16卷第6號第34頁以下）。

業は、恐らく、一九二二年（民國元年）中華民國政府の成立した年に設立された華安合羣保壽股份有限公司 China United Assurance Society, Ltd. を以て嚆矢とすべく、資本金五十萬元、上海に本店を有し、支社一七、代理店一四、一九三四年末現在契約保額二千五百萬元に達し、現在なほ活動をつづけてゐる。^(註二)

(註一) 森博士・支那に於ける保險事業及び保險法令の沿革（經濟學論集第九卷第五號第八頁）によれば、支那名を保安保險有限公司としてゐられる。しかるに、沈雷春編・中國保險年鑑（一九三七年版）上編第一頁には友寧保險公司としてゐるので、茲には便宜後者に從つておいた。一方、右中國保險年鑑（一九三九年版）第四三頁によれば、森博士の如く保安保險公司としてゐる。

(註二) 支那における保險事業が外國人の設立に成るものか、支那人自身の手になるものかは、それが China Company（外國の設立經營のもの）なりや、Chinese Company（支那人により支那に設立せられし會社）なりやを峻別する必要がある。それ故、そのいづれを以て支那人自身の手になるものとすべきかは、この間の事情を探究した上でなまいとハッキリしないものがあることは、すでに、森博士の説かるところである（同博士・前掲第二二頁）。

二 支那における小口保險（人壽小保險）は、恐らくその濫觴を『揭會』に求めることが出來やう。²⁾ 揭會とは小額の金錢を蒐積して相當纏まれる金圓と爲し、これを必要とする人に融通して急の需要に應じ經濟上の援助を爲して相當効果を發揮して來たものであるが、その後これが漸次遞變して小口保險となるに至つたものである。小口保險はかやうなところより發展をみるに至つたものであるが、これが原始的な小口保險は、先づ福州における福星人壽小保險公司によつて創始された。同會社は民國六年十月の創立にかかり、資本金三萬元を以て斯業の經營を始めたのであるが、同保險は無診査であり、保險料は月額一元、十月以内の死亡に對しては拂込保險料の全額を還付し、十月以後の死亡に對しては五十元の保險金を支拂ひ、四十月以後は一百元、八十月以後は百五十元とし

2) 前掲、中國保險年鑑（1937年）上編第10頁以下。

百五十月を以て満期とし、この場合二百元の満期保険金を支拂ふことになつてゐる。

次いで、民國十年十一月に華南銀行が『儲蓄百壽會』といへる小口保険を兼營するに至つたのであるが、その規模は右の福星公司より大きく、加入者の如きも數百名に達してゐる。因みに、資本金は八萬元である。その後更に、民國十二年六月に壽源百壽會（資本金二萬八千五百元）、十三年一月仁壽堂長壽軒（資本金一萬九千元）、福田保壽保險（資本金二萬元）、十四年四月同康百壽會（資本金一萬二千五百元）が創立されたが、同年五月有利保險公司（資本金一萬二千五百元）が小口保険を經營するに當り、保險金の外に抽籤による獎金を支拂ふ等嶄新なる經營方法を策出して多數の契約を獲得するや、その有利性に着目してこれを模倣する者簇出するに至つた。又、天津方面にも、利華及び宏濟人壽小保險公司等が設立され、その數支那全土にて二十七社の多きに達したが、その多くは確實なる保險數理の基礎の上に立たないものであり、同業者間の不正競争の爲め徒らに經費を増嵩せしめ事業の經營に困難を來すものが續出するに至つたのである。

かくして、國民政府は民國二十三年これらの諸會社に對し新契約の募集を停止せしめ、翌二十四年には簡易人壽保險法を制定し（公布は同年五月十日、十月十九日一部修正、十二月一日より施行）、郵政儲金匯業局をして業務を開始せしむるや、前記福州地方の小口保険は消滅するに至つたのである。同保險は殆どわが國の簡易生命保險を模倣したものである。而して、その業務は民國二十四年十二月二日、先づ上海・南京及び漢口の三都市に開かれ、翌二十五年三月一日よりは更に蘇・浙・皖・贛・湘・鄂・滬の七省市及び郵政各管理局並に一等局にこれが取扱を擴張した。事業創始後七月間の實績をみるに、契約件數一萬四百五件、保險金額二百二十一萬一千元、保險料（月額）

一萬一千四百四十元に達したのであるが、支那事變勃發の爲め、これが業務機構も支離滅裂となり、その後の契約高、積立金等は一切不明である。

簡易人壽保險の國營を行つた國民政府は、更に民國二十四年十月一日中央信託局保險部を設けて、政府機關を除く公用事業財産の損害保險並に公務員及び軍人の生命保險を經營したのであるが、これ亦支那事變と共に相當打撃を受けたのと、政府においてその活動を秘密にしてゐたので、關係の資料は一切不明である。

以上、簡單ながら支那における生命保險事業の沿革について概觀を試み來つたのであるが、これらについては、改めて研究したく考へてゐる。ただ、茲には、過日生れた華北郵政人壽保險の生誕を理解するに便宜なる程度に、支那における保險事業の濫觴たるべき會社のそれを回顧し、次いで、生命保險事業のそれに及び、支那人によるそれを偲び、更に、右郵政保險とは縁深き小口保險事業發達の跡を稽へ、簡易人壽保險、中央信託局保險部の事業の失敗にまで及んだのである。³⁾

三 郵政人壽保險創始の趣旨

一 支那における保險事業沿革史は恐らく支那事變を境として一の時代區分が爲さるべきものであらう(註)。
重慶政權下における支那保險事業沿革史は、いはば、暗中摸索の時代であるといへる。從來、科學的保險事業未踏の支那社會に新生面を開拓せんとした外國會社と、僅かに自らの手により保險事業を營まんとした内國會社とが、複雑なる市場を對象として、保險監督法規の不備なるに乘じ、利潤追及にのみこれ専念し來つたのである

3) 支那における損害保險事業については、拙稿・支那における保險事業(損害保險研究第9卷第3號)。

が、一方、官營保險事業としての簡易人壽保險、中央信託局保險も、徒らに重慶政權の私腹を肥したのみで、堅實なる支那保險事業の樹立には、何等貢獻するところがなかつたのである。かくして、支那民衆の大部分は、保險事業の崇高なる倫理的社會的使命を理解することなく、却つて、これが本質的使命をすら曲解するものも現はれ、その將來は歸趨するところを知らぬもの如くであつたのである。しかるに、支那事變の勃發は、支那における舊來の政治經濟法律文化に一大轉換を要請するに至り、支那民衆はその長き迷夢より眼覺めて新しい支那文化の再建に協力し専念せんとしてゐるのである。すなはち、これを生命保險の分野についてみるに、支那事變後における國家再建設に即應して、支那に強力なる生命保險特殊會社を創設し、これを日華兩國政府の協力により積極的に助成し、生命保險を通じて支那人の經濟生活の安定を圖り、その福祉を増進すると共に、支那經濟社會に滞留せる資金の長期吸収を圖り、國家再建設資金、生産力擴充資金の増強と併せて刻下喫緊の要務たる悪性インフレーション抑壓に資せんとする計畫が樹てられる一方、わが國生命保險會社の支那進出が企圖せられ、他面、損害の分野についても同様の議が擡頭し、又、わが國損害保險會社の支那進出をみてゐるのである。

(註) 時代區分の原理について、筑作博士は、『或時期の文明諸國人民に共通する思潮と、これに密接の關係ある社會狀態とを目標として』區分すべきものとせられる(同博士、西洋史講話上卷第九頁)が、これを高山(岩男)教授の如く、『課題と解決を以て時代區別の根本原理』とする考へ方よりすれば、舊國民政府時代の保險事業は、まさに支那事變を境として、新しい時代にとつて代はられたものと思惟することが出来る。高山教授は、『如何に時間が経過しても、それで直ちに歴史があるとはいへず、歴史の豊さと時間の長さとは直ちに一致するものではない。これと同様に、時代の長さは時間の長さと同じではない。同じ解決原理が長く持續して、その内何らの課題も發生しないならば、幾ら長い年月を経過しても同じ時代であり、逆に同じ課題が存續して、その解決が與へられないならば、幾ら長い年月を経過しても同じ時代である。時代は課題の發生

とそれに對する解決とを以て區切られる。時代の推移は課題の深刻化と共に進み、時代の轉換は解決の遂行と共に行はれる。歴史はこのやうな課題と解決との波動であり、循環であると思はれるのである』とし、この課題はどこから成立するかにつき、『それは要するに、前代からの文化理念或は指導理念が、もはや歴史的現實を嚮導する理念を失ひ、理念と現實との間に乖離や矛盾が生ずる』ことに基くものとしてゐられる（同教授論文・歴史の推進力と道義的生命力・中央公論・昭和十七年十月號第三二頁、なほ、同教授著・世界史の哲學中歴史的時間の諸相）。

二 華北郵政人壽保險もかやうな國家再建設の要請に應へて敍上の如き經過を辿りつつ生れ出でたものに外ならぬ。すなはち、華北における經濟建設工作の進捗に伴ひ、郵政機關による華人を對象とする官營生命保險事業を創設し、これが積極的振興を圖らんとして計畫されたものである。いま、本制度創始に當り擧げられた主なる理由を掲ぐるに、左の通りである。曰く、

- (一) 生命保險事業を通じて華人の經濟生活を擁護し、その福祉を増進せしむることは刻下の緊要事なること。
- (二) 民間滞留資金の長期吸収を圖り華北における悪性インフレーションの進行を抑壓するの要あること。
- (三) 右により吸収し得たる資金を集積して茲に膨大なる地場資金を育成し、これが積立金の運用を通じて華北經濟の建設資金たらしめ、資源の開發、衛生施設、病院建設等社會公共事業の爲めの資金たらしむることは現下喫緊の施策たるべきこと。
- (四) 事業經營上生じたる剩餘金の一部を以て、健康相談所を設置し、華北民衆の保健衛生思想の向上を圖り、衛生・醫療・賣藥等庶民醫療施設を完備し、以てこれが健康の保護増進に努めることは、華北の現在における衛生状態に鑑み、これが治安工作に協力するものとして、その效果極めて顯著なるべきこと。
- (五) 生命保險事業はその本質に鑑み營利の對象と爲すべきものではなく、従つて、華北における經濟工作の一としての中産階級以下のものを加入對象とするこの種保險も官營獨占とするを妥當とすること。

等、これである。

二 いふまでもなく、華北における生命保險事業の發達如何は、各種の條件により左右せられるわけであるが

就中、保險制度それ自體の良否が斯業の成否に至大なる影響を及ぼすことは多言を要しないところである。されば、郵政人壽保險の創設に當つても、この點に最も主力が注がれたわけであり、先づ、斯業經營の基礎が鞏固なること、民衆の信用を維持するに足るべきものたること、保険料低廉にして薄資階級の加入に便益なること、斯業經營の方法が支那民衆の實情に適合せるものなること、等に重要が置かれたのである。

三 かやうな見地よりして本保險制度が企畫されたのであるが、その第一要件として、郵政人壽保險は官營獨占とし、郵政機關をして掌らしむることにした。

生命保險事業經營上不可缺の要件としては、事業の基礎の鞏固なること、一般民衆の信用を獲得し得るものでなければならぬ。特に小口の生命保險の如くその加入對象が庶民階級であるものにあつては、なほ、保険料の低廉なることも必要とされるのである。しかるに、月掛集金制を立前とするこの保險にあつては、創業費並にその後における經營費の増嵩は不可避的のものといふべく、わけても、北支の如く、人件費、物件費の極度に昂騰せるところにおいては、これが増嵩は顯著なるを以て、これが經營に當つては、可及的に既設機關の利用を圖らねばならぬことになつて來るのである。今、かやうな見地より、郵政人壽保險取扱機關としての中國郵政の適否を検討するに、本郵政の創業並に指導は第三國人により爲された關係上、海關と同じく他の行政部門に比し特異且高度の發展を遂げてゐるのである。華北においても、都鄙を通じて普及せる現業機關を有し（郵政管理局、支局、一、二、三等郵局約五百、代辨所を加ふれば三千に達してゐる）、しかも、その郵政職員は入局に際しては、高級郵務員より傭人に至るまでそれぞれの資格に應じ激烈なる競争と嚴重なる試験の下に一年の試用を経て採用せらるる關

係上、比較的優秀なる者多く、これ等の試験を経たる優秀なる従事員の數も、三等局以上のみにても約五千八百人、代辦所を加ふれば約一萬人を超ゆる尨大なる事業組織を形成し、これが支那の經濟文化と密接不可分の關係にあり、且政變に超越し政治の中心勢力の變動には差したる關心を有しない結果、一般民衆の郵政機關に對する信頼は絶大なるものがある。そこで、かやうに基礎鞏固なる既存機關をして生命保險事業を取扱はしむることとせば、創業費並にその後における事業經營費を節約し比較的低廉なる保険料を以てより有利なる生命保險を提供し得ることになるといふので、斯業を華北政務委員會の經營するものとし、官業獨占、以て郵政機關をしてこれに當らしむることに決定したものである。なほ、この郵政機關が特に生命保險事業の經營に適合せるものとしては、次の諸點が擧げられたのである。曰く、

(一) 本機關の取扱ふ郵政儲金及び郵政爲替は、民衆により旺に利用せられ、これが金融工作の至大の關聯性を有すること。

(二) 郵政の收支は華北にあつては相當の收入超過の狀況であるから、これが爲め郵政人壽保險特別會計に累を及ぼすが如きことは想像し得ないこと。

(三) 本機關は現在日本内地及び朝鮮の簡易生命の華北における業務の取扱の委託を受け、且、これが取扱局たる北京、天津、濟南、青島、太原、石門の受持件數も約五萬件に達する狀況であつて、現在の職員中には保險事務取扱の經驗者が多數存在してゐること。等、が擧げられてゐるのである。

四 郵政人壽保險の保險金最高制限額は、これを三千圓とする。

華北における物價並に生計費は、日・滿・蒙・華北通貨のパリテイにも拘らず、悪性インフレーションの徴候顯著なるものがあり、大體わが國の約三倍程度を示してゐるので、郵政人壽保險の最高保險金制限額も日本の三倍すなはち三千圓程度を相當とすることに決定したのである。なほ、この最高制限額を三千圓とした他の理由としては、華北の如く人件費、物件費の昂騰せる地域においては、たとひ既設の機關を利用するも創業費、經營費の増嵩を齎らし、事業の經營を困難ならしむる虞が多分に存在するので、これを避けんが爲めには極力最高制限額を引上げ、これによつて平均保險料を向上せしめ、事業費割合の低下を圖る必要がある、且又、本制度創始の主旨目的が前記の如く刻下最も緊要なる民間滞留金の吸收、悪性インフレーションの防止、華北開發資金の造成にあるとすれば、それが實質的效力を發揮する爲めにも、最高制限額を三千圓程度にせねばならぬとされたのである。

五 本保險の創始により從來官營とされた簡易人壽保險及び中央信託局保險部の新保險契約はこれを停止し既成契約はその儘存置するの方針が採られてゐる。

舊國民政府郵政儲金匯業局が事變前に經營してゐた簡易人壽保險は、日本の簡易生命保險制度を殆んどその儘採つたものであるが、その加入者中華北のもののみにて、現在六千二百十八件あり、その加入者の全部が郵政局員のみに限られて居り、保險料は局員の俸給より控除徴收してゐる。而して、その資金は郵政會計に統合せられ、積立金の額は一切不明である。又、中央信託局保險部の保險も、軍人公務員に限られてゐるので、これ等の

既契約は現在の儘の制度を以てその契約者の共済組合制度として存置せしむるに止め、これが新契約を停止することにしてゐる。

六 郵政人壽保險の實施に伴ひ必然的に考慮せらるべきは、民國三十年五月創始せられたる日支合辦の中華人壽保險公司の措置に關する問題である。人壽保險實施後三年間を限り保險金三千圓未滿の契約を獲得することになつてはゐるが（華北郵政人壽保險暫行辦法附則第二項）、その事業方法を改善し、これを改組して特殊法人と爲し、一定範圍の加入對象を同公司の獨占とせしむるか、いづれにもせよ、そこに、何等かの方策が採られざる限り、この會社の運命は限られたものといへやう。日本の保險會社の支那進出とも比較考量して、適切なる措置が講ぜられねばならぬわけである。なほ、支那系生命保險會社の保有契約は、支那事變以來解約失效激増の爲め、その現在契約件數は著減してゐるから、右中華人壽をしてこれが調整に當らしむるのも一方策であるが、茲には本問題に觸れることを避けよう。

七 かくして、郵政人壽保險は差向華北・蒙疆よりこれを實施し、中・南支については、郵政の蔣政權離脱並に貨幣制度の確立後に考慮することにされたのである。現在、華北及び蒙疆における治安は漸次恢復し、保甲制度も確立して戸口調査規則も制定され、且郵政機關も亦蔣政權を離脱してゐるので、差向、同地區よりこれを實施することにしたのである。ただ、蒙疆は蒙古聯合自治政府として獨立してゐるが、その人口寡少にして生命保險を獨立して經營するに適しないので、華北と共同經營の形態を採り、華北との協定により、蒙疆に屬する契約の積立金は、同自治政府の管理運用に委すべきものとされてゐる。

四 事業經營形態

一 郵政人壽保險の經營形態は非營利官營獨占となつてゐる。その官營とせらるる理由の第一は、基礎の鞏固にある。郵政人壽保險は普通保險に比し被保險者は多數の下級社會に屬する民衆にして、しかも、その智力及び資力は比較的薄弱なるを以て、事業の基礎に破綻を來すときは、爲めに斯業に及ぼす慘禍は惧るべきものがあり、支那將來の保險思想の發達を阻害することが尠くない。殊に、支那においては、曩に簡易人壽保險、中央信託局保險失敗の例もあり、斯業の成否は華北治安工作上至大なる關係を有する。斯くして、同保險は外國簡易保險の實情と現時の支那狀勢に鑑み、事業の絕對鞏固を保障するを第一義としこれが官營を必要なりと認められたものである。

郵政人壽保險官營の第二の理由は、非營利にある。非營利の見地に立つの必要は、斯業本來の性質に鑑み、又、外國における實況に照らし、この種保險の經營上必要な條件なると同時に、これを官營と爲すは、又、非營利なるによつて始めてその主義を一貫することが出来る。すなはち、民營の場合において生すべき各種の費用を節約し得るのみならず、剩餘金の全部を擧げて契約者の利益の爲めに提供し得るわけであり、なほ、國庫は必要に應じこれが補助を爲し、一面、社會公共方面に資金を運用して華北の治安工作と民衆の利益に資し、他面、經費の節約と相俟つて保險料を低廉ならしめ、以て下級社會の福利民福を圖ることが出来るのである。

郵政人壽保險官營の第三の理由は、經費の節約にある。郵政人壽保險を官營と爲すときは、經營に要すべき人員及び物品の大部分は既設機關の利用によりこれを處辦することが出来る。又、關係他官廳よりも幾多の便宜を

受けることが出来るから、創業費、經常費を通じ、民營の場合に比し多額の節約をみることが出来る。これ非營利の主義と相俟つて保険料の低廉を期し得るゆゑんでもある。

郵政人壽保險官營の第四の理由は、事業の普及にある。民營の場合にあつては、收支の關係上勢ひ事業經營に有利なる都市を専らにして地方に普及することの薄きは、外國實例の示すところである。これを官營と爲すにおいては、都鄙を通じて普及せる郵政機關（華北のみにも三千二百を數ふ）及びこれに従事せる約一萬の吏員を利用して、都鄙を通じこれが事業の普及を期することが出来るわけである。もしそれ、斯業が都市のみに集中せんか、下級社會を對象とするこの種生命保險事業の眞の目的は達成し得ないであらう。蓋し、斯業を華北において實施せんとする目的の一は、從來、生命保險の恩恵に浴し得なかつた庶民階級の人人にもこの利益をわかち、これらの人人に自己及びその家族の生活を安定にする方法を知らしめ、以て福利民福を圖り、國民道德を向上せしめんとするにあるのであるから、この保險は獨り都市のみならず農山漁村にまで普及せしめ、支那民衆の全階級に流布せしめねばならぬのである。

二 郵政人壽保險官營の理由は、右の如く事業の絶對的鞏固と非營利及び經費の節約に基く保険料の低廉により、以て多數下級社會に對し低廉にして確實なる保險の利便を治及するにある。ところで、この場合、この種保險に關し別に民營を許すにおいては、その間、徒らに無用の競争を惹起し、郵政人壽保險の發達を阻害するのみならず、他面、會社の破綻を誘致し、斯業の信用を失墜する虞があるので、これが民營を禁止し、民衆をして安心して保險の恩澤を享受せしめ、その堅實なる發達を期するには、これを獨占とせねばならぬといふ結論に達し

たのである。

三 斯業の官營獨占を表現するに、華北郵政人壽保險暫行辦法第一條は、『郵政人壽保險は華北郵政總局之を專掌す』と規定し、同第三條第二項は、『保險業者は保險金額三千圓以下の生命保險契約を爲すことを得ず』としてゐる。第一條は官營を、第三條は獨占を宣言してゐる。ところで、わが簡易生命保險法第一條は、『簡易生命保險は政府之を管掌す』とし、第二條は、『簡易生命保險事業は保險會社之を營むことを得ず』と規定する。それ故、獨占とはいつても、民間保險會社は千圓以下の生命保險契約を爲し得ることとなり、事は單に名稱の獨占を意味するに止まることになつてゐるのである。又、滿洲の郵政生命保險法第一條は、『郵政生命保險は政府之を專掌す』とし、第三條は、『保險會社は保險金額五百圓未滿の生命保險契約を爲すことを得ず』として居り、同國では五百圓未滿の生命保險契約のみが政府の獨占となつてゐる。ところで、同國郵政生命保險の最高保險金額は八百圓となつてゐるから、この國においては、八百圓と五百圓との間に官民兩保險の接觸面があるわけである。

五 業務執行機關及び地域竝に加入の對象

一 (一) 郵政人壽保險の業務機構を大別して中央機關及び地方機關とし、華北郵政總局を以て中央機關とする。華北郵政總局は、華北政務委員會に隸屬し、郵便、小包、爲替、貯金、保險その他日本等特に指定の外國の委託に關する事項を管掌する(華北郵政總局組織暫行條例第一條)。而して、同局には、總務、郵務、儲匯、保險、計核、視察の六處が置かれ(華北郵政總局分處暫行規則第一條)、郵政人壽保險はこの保險處において掌ることになつてゐる。

すなはち、保險處の分掌事項をみるに、保險處は、郵政保險事業及びその附帶業務施設に關する事項、外國政府の委託に係る保險業務に關する事項、右業務の經理並に従業員の定率及び服務に關する事項、等を掌ることになつてゐる。

郵政人壽保險事業に關する會計は後述の如く特別會計となつて居り、これが積立金及び支拂上の餘裕金はこれを郵政人壽保險金とし華北郵政資金局に預託することになつてゐる(華北郵政人壽保險暫行辦法第三二條、第三三條)。而して、その資金と餘剰金は、郵政備金資金、簡易人壽保險積立金、郵政營業收益積立金、備金匯業營業收益積立金、郵政人壽保險營業收益積立金並に備匯會計及び郵政附帶業務の會計の資金と共に、郵政資金として、華北郵政資金局局長これを管理することになつてゐる(華北郵政資金運用暫行辦法第一條)。この郵政資金は華北郵政資金運用委員會に諮問し有利且確實なる方法を以て公共の利益の爲めにこれを運用する事になつてゐるが(同法第二條)、この資金を運用すべき所管廳としての華北郵政資金局は、華北郵政總局に隸屬し、郵政資金の管理、運用及び經理に關する事項、郵政一般會計、郵政備匯會計、郵政人壽保險會計及び郵政附帶業務の會計の統括及び監査に關する事項、民間保險事業の監督に關する事項を常理することになつてゐる(註)。

(註) 民間保險事業の監督が郵政總局の配下にある郵政資金局の權限の下に置かれてゐることが注目される。

要するに、右の如く、郵政人壽保險の業務を執行すべき中央機關は華北郵政總局であるが、中央においては、契約の締結事務、保險料の徴收監査事務、保險金支拂決定事務、契約者貸付及び辦済に關する内部的な調査事務、各種の統計事務、事業の監督及び計畫事務、被保險者保健施設に關する事務、等のいはゆる内野事務を司掌

する。なほ、積立金の運用事務は外局としての資金局において取扱ふこと上述の如くである。

(二) 地方機關は、郵政管理局、支局、一、二、三等郵局、代辦所これである。郵政事務を處理する便利の爲め華北を若干の郵區に分ち、各郵區毎に郵政管理局が置かれ、別に、一、一、三等郵局、郵政代辦所等を各郵區内に分置してゐる。

郵政管理局は契約の募集、維持、周知、宣傳に關する第一線現業事務を爲すの外、支局、一、二、三等郵局並に代辦所の指導監督事務を取扱ひ、支局、一、二、三等郵局並に代辦所は、契約の募集、維持、周知、宣傳に關する第一線現業事務を取扱ふことになつてゐる。

なほ、郵政機關には右の外郵站、郵亭、信櫃、郵便代售所等があるが、これ等は或は匪區地帯たる寒村僻地に存し、或は人的及び物的施設不十分にして、保險事務の取扱には適切でないので、當分の内はこれ等の機關に保險事務を取扱はしめないこととした。

参考の爲め、華北各郵區における郵政局所數(除、郵站以下)を掲ぐるに左の通である(管理局といふのは、わが國の遞信局と郵便局と兩者の地位を兼有せるものである。第一線の郵政事務も取扱へば、又、郵局以下の指導監督事務をも取扱つてゐる)。

區別	北京	河北	山東	河南	山西	計
管理局	一	一	一	一	一	五
支局	二	一	二	一	一	五

二等局	三六	二三	三五	一一	一五	一一〇
三等局	五二	七五	一一七	三〇	一一	二八五
支局	二三	一六	一八	六	一	六三
郵政代辨所	五五七	五九六	八四三	一七一	一〇八	二、二七五
計	六七一	七一一	一、〇一六	二二〇	一三五	二、七五三

二 事業經營の地域は、差向、華北郵政總局の管轄地區内とし、一、二等郵局程度のものよりこれを開始することにしてゐる。かやうに、事業經營の地域を差向一、二等局以上に限定したのは、都市は農村に比して經濟力に富み文化水準も遙かに高く且人口も密集してゐるので、保險事業の創業期に當つては遙かに好都合にして、その經營を合理的ならしめ得る利點がある。又、現在、一、二等局以上のみならずその數一九三局に達し、華北における中小都會を殆ど網羅してゐることとなり、その在住人口を對象としても保險の經營は十分可能でもあり、且、各郵局における従事員の養成その他の人的及び物的施設等、諸般の事情を考慮に入れるときは、差向、保險事務取扱局の範圍をこの程度に止むるを以て適當なりと思惟したものに外ならぬ。さりながら、保險事業の普及發達を圖る爲めに可及的廣範圍の地域に亙り多數の局所、従事員を動員して多數住民に呼び掛け、郵政人壽保險をして眞の國民保險たらしむることは、本保險創設の本來の使命でもあるので、今後事情の許す限り、速かに三等局以下の局所にもこれが取扱を開始することになつてゐる。因みに、民國三十一年七月十六日本保險創始當時、この事務を取扱へる郵局は北京以下十局あまりを數へるに過ぎないが、これも漸次他の一、二等局に及び、更に、

三等局以下に及ぶことは上述の如くである。

蒙疆地區は前述の如く人口僅かに五百四十萬にして文化經濟の程度は必ずしも高くないので、獨立して經營することは困難でもあるので、華北との共同經營とすることになつてゐるが、實質的には、單に同地區に屬する契約に對する積立金の運用のみを蒙古聯合自治政府をして管理せしむる方針を採ることになつてゐる。

三 被保險者の範圍はこれを華人、日本人、朝鮮人、滿洲人、蒙古人とし、その間何等差別を設けないことにしてゐる。同一事業にこれ等異人種を包括して加入せしむるも、保險經營上、又、技術上格別の支障なく、却つて、相扶共濟の精神を基調とする生命保險事業を通じて、これ等の民族が更に提携を固くし共存共榮の實を擧ぐるは、大いに意義深きところとして、日、華、鮮、滿、蒙各民族間に加入上の差等を設けないこととしたのである。

次に、事業の創始に當つては、先づ、官公署職員、國策會社の社員等より始め、一般民衆に對しても、これ等職員の加入により、事業に對する信用を深めしめたる後に加入せしむるの方針を採つてゐる。

六 契約條項

一 保險種類は當分の内生死混合保險のみとし終身保險を認めない。而して、養老保險の種類は十年拂込十五年滿期、十年拂込二十年滿期、全期間拂込二十年滿期の三種とする。日、鮮、滿その他歐米各國の比較については、別の機會において發表しておいた。⁴⁾

4) 生命保險經營第14卷第6號。

華北のそれが保険種類を斯くの如く限定したのは、これに伴つて要する郵政總局、郵政管理局、郵局等の式紙その他雜印等の種類を減少し、事務の簡捷と單純化を圖らんとしたものに外ならぬ。又、長期の養老保険及び終身保険を設けなかつたのは、過去における中國保險界の實情がこの種保險の實行極めて不良なるを示したのと、この種保險には逆選擇が尠くないことと（無診査保險に伴ひ易きもの）、その他事業經營上に及ぼす影響等を考慮したものである。しかし、事業實施後の實績如何によつては、長期養老保険及び終身保険も實施されることとおもはれる。法文も當分の内と斷つてゐる（華北郵政人壽保險規則第二條）。なほ、短期の十年滿期養老保険を認めなかつたのは、豫定利率四分五厘では拂込保險料總額に比し保險金が少いからであり、又、生存保險を認めなかつたのは、金利の高い中國においては、これが實行を期待し得ないことは、既往における中國保險界の實績がよく示してゐるところでもあるので、これ等は斯業實施後における諸般の情勢を考究した上にて適當に決定することとしたのである。

二 被保險者の加入年齢は、十五歳以上五十五歳以下となつてゐる。因みに、日本内地、朝鮮は十歳（但し、小兒保險は内地は零歳、朝鮮は三歳）となつて居り、滿洲は七歳となつてゐる。最低年齢の引上は加入對象たる人口層の減少を意味することとなるから、特別の理由なき限りこれを避くべきであるが、華北における死亡率は、日本の内地人死亡率と若干その傾向を異にするものがある。すなはち、日本の内地人死亡率は十歳前後を最も低率とし、爾後漸次上昇して二十歳前後を頂點とし、三十二歳頃まで再び低下の傾向を示してゐるが、華北のそれは、十歳前後において、なほ高率を示し、最低を示すのは寧ろ十五歳前後であると推定されてゐる。固より、それは

調査したる者、調査の時期、調査の地域により必ずしも一樣でないが、現下の情勢としては、華北における一般死亡率につき信憑するに足るものもないので、一先づ事業の安全と保険料の低廉を圖る見地より、最低加入年齢を十五歳と決定したものである。しかし、事業將來の基礎確立し華北における人口統計の整備をみるにおいては、適當の時期に最低加入年齢を低下し、加入者の利便を圖ることも遠いことではあるまい。

なお、最高加入年齢を五十五歳としたのも右と同一の趣旨に基くものである。すなはち、華北においては、十五歳前後を境としてその死亡率は急騰してゐるから、一先づこの程度に制限するを安全なりと認められたものである。日、鮮、滿いづれも六十歳を最高とするが、これ亦、適當の機會に引上げらるることであらう。

三 (一) 保険料計算の基礎を爲すものは豫定死亡表、豫定利率及び附加率の三であるが、豫定死亡表は、日本國內閣統計局第五回生命表男子死亡率に三割を増加して作成したる死亡生残表であり、豫定利率は年四分五厘、附加率は表定保険料の二割三分(但し、抽籤給與金率として二分五厘を含む)となつてゐる。

(二) 保険料の計算に當りいかなる死亡表を用ふるかは極めて重要な問題である。華北のそれについては、最近における北京特別市市公署秘書處發表の年齢別人口統計と同市衛生局發表の年齢別死亡統計により算出せる死亡表、北京市の簡略生命表、華北、華南別農家男女別死亡率、その他支那人に關し蒐集し得たる死亡率を基礎とし、これに、日本内地、朝鮮、臺灣及び滿洲における簡易保險の死亡率等を比較して綜合考察をしたところ、大體において、華北の死亡率は日本の内閣統計局第五回生命表男子死亡率に二割を増加して作成したる死亡生残表に近いものなることが實證されたので、保険料計算の基礎死亡表としては、事業の安全を見越し、右死亡表の

男子死亡率の三割増といふことにしたのである。試みに、それを日本内地簡易生命保険の経験死亡率に對比するときは全般的に幾分高く、又、滿洲のそれに比するときは、幾分低率であり、恰も兩者の中間に在る状態である。

(三) 支那における金利の高いことはいふまでもないところであるが、試みに、それを華北における一般銀行の定期預金についてみるに、十二銀行中年利五分なのは僅かに一、六分が四、七分乃至七分五厘が二、八分が三、一割が一であり、ただ、蒙疆銀行の標準金利は定期預金のそれが年四分五厘となつてゐる(全國金融統計會調查部發行、全國金融統計會統計週報第五號第一八頁、昭和十七年九月十九日)。かやうに、高金利の華北にあつて、豫定利率を年四分五厘とすることは、いささか低率に過ぎはしないかとの疑ひもあるが、豫定利率は加入者より拂込まれる保険料中の積立金に相當する部分を將來長期に亘つて利殖せらるるものであるから、尠くとも二十年間に亘る金利情勢を豫想し、その間における利子の低落を考慮に入れねばならぬので、滿洲におけるそれを考慮して、それを四分五厘とすることにしたのである。

(四) いふまでもなく、附加保険料の基礎を爲すものは事業費である。而して、事業費中重要な地位を占むるものは人件費であるが、華北の如く、人件費の高いところでは、附加率も相當高率を見込まねばならぬことになる。しかし、保険金最高制限額が三千圓となつてゐるので、平均保険料も必然的に向上すべく、又、本制度上、事務組織の方面においても、總事務量の過半を占めてゐる保険料徵收事務の極度の單純化を圖ると共に、その他の部分についても、極力新機軸を加へ、勞力物資の節約に努めてゐるので、その實際においては、大體二割三分程度

にて差支ないものと見込んだのである。一般に、事業費率の高低は、事業經營の堅實性、合理性如何を示す一のバロメーターとなるものであるから、冗費は極めてこれを節縮すべきであるが、保險事業の積極性に鑑み、事業の周知宣傳その他の費用に對しては、相當の餘裕、弾力性をもたしめ、事業の發展に資することにしてゐる。

四 積立金の計算方法としては、純保險料式、チルメル式、その他種々の方法があるが、いづれの方法を採用も、一長一短がありその方法の適否は一にその事業方法の如何に係るものといへる。そこで、華北のそれにおいては、日、鮮、滿のそれと同じく純保險料式を採用ことにしたのである。

五 保險金額は既述の理由により被保險者一人につき三千圓以下と定められてゐる。又、最低制限は月額保險料一圓に相當する保險金額となつてゐる。その額は保險種類によつて一様でないが、大體において、百四圓乃至二百四十三圓となつてゐる。

六 加入者は既述の如く、業務施行地域内に居住する華、日、鮮、滿、蒙人の男子及び女子とすることになつてゐる。而して、差向、華北一般の官公署職員、特殊會社の日華従業員を加入せしめ、事業經營の基礎を強化せしめたる後、漸次、農山漁村に及ぼす方法を採用することになつてゐる。

七 被保險者の選擇方法及び削減條項については、日滿のそれと多少異にするものがある。

(一) 被保險者の選擇方法としては無診査を原則とする。ただ、例外として保險金額千圓以上の契約の申込に ついては、醫師の身體検査を受けしむることがある。無診査といつても、全然危險選擇の途を採らぬといふのではなく、被保險者に對する面接觀査の方法を採り、その顔色、外觀等よりその健否を判斷し病弱者の加入を排除

することにしてゐる。さりながら、その方法は飽くまでも第三者の常識程度による観查たるに過ぎずしてこれにどれ程の期待をもち得るかは、その最高保険金額に比して、考慮を要するものがあらう。日本の簡易保険も創始當時の保険が二百五十圓のときも、今日の保険金千圓の場合においても同じ方法を採用してゐるが、現在としては、格段の考究を要する問題であると思惟する。殊に、日本の簡易保険が否有診査保険たる民間生命保険においてすら屢々経験する如く、彼の臺灣本島人における逆選擇問題に鑑みるときは、諸外國において、無診査保険に關し被保險者の選擇が如何に行はれてゐるかが充分反省されねばならぬのではあるまいか。

なほ、被保險者の選擇問題に關聯して保険契約者及び被保險者に課せられたる告知義務について、華北の保険法は別段新しい立法の跡を示してゐない。告知義務に關する立法の趨勢が現在如何なる方向にその針路を辿りつつあるかは、茲に述ぶる限りでないが、これ亦充分考慮されて然るべき問題である。

(二) 郵政人壽保險は無診査の結果としてこれに因る逆選擇を防止する爲め三年間の削減期間を設けてゐる。日本の一年六月、朝鮮及び滿洲の二年に比し稍不利の感なしとしないが、保険金最高制限との關係もあり、事業經營上の安全を見込んでこの程度を適當と認めたものである。但し、災害に因る死亡は逆選擇とは無關係の事故でもあるので、かやうなものに對しては無條件に危険を負擔する。なほ、日本内地、朝鮮及び滿洲のそれが災害の外なほ傳染病死に對しても右削減條項を適用しないこととしてゐるのに、華北のそれが災害死のみに適用しないことと爲してゐるのは、華北においては、未だ一般的に死因病名に對する診斷に信を措き難いものがあり、且、傳染病死の相當高率なることを考慮したもの以外ならぬ。

- 5) 中尾貢一・無診査保險について(保險銀行時報第2083號乃至2086號。この第2086號第5頁に無診査保險につき詳細なるリテラツールがついてゐる)。
- 6) 熊崎徹・無診査保險の制限條項(同誌第2087號乃至第2082號)の事の詳細に關しては、拙稿・告知義務に關する規定の沿革(生命保險經營

前述の如く、華北郵政保險の削減期間は三年となつてゐる。但し、有診査の場合には、一年となつてゐる。而して、削減保險金は、保險契約の效力發生後一年内なるときは、死亡までに拂込むべき保險料に相當する金額、二年内なるときは、保險金額の三分の一、三年内なるときは、保險金額の三分の二となつてゐる。有診査のものにして、保險契約の效力發生後一年内に保險事故發生したるものに對しては、死亡までに拂込むべき保險料に相當する金額、すなはち、既拂込の年掛保險料だけが支拂はれることになつてゐる。

八 契約の成立に關し注目せられるのは、契約の效力發生時期と契約申込の受理方法これである。

(一) 日本、朝鮮、滿洲の簡易保險は、いづれも契約の效力發生日を保險證書作成の日としてゐるが、華北のそれは、保險團體を形成する多數の保險契約の法律關係をなるべく單純化すると共に、事務の簡捷化を圖り、これが能率を極力増進する意圖を以て、保險責任開始期をすべて契約の申込を爲したる月の翌月一日と定めた。その結果、危險負擔期間は常に曆月と一致し、延びては保險料拂込狀況の監査上、尠からざる便益が與へられ、保險證書の作成、保險金、還付金の支拂、その他幾多の事項について、多大の手續と勞力とを節約し得ることとなり、事業費の節約に貢獻するところ頗る大なるものがあるのである(註)。

(註) 一八六五年に制定されたるベルギー貯金及び年金局經營に係る一九〇〇年の養老年金法は、契約の效力發生時期を即時年金に限り保險料拂込の月の翌月一日としてゐる。

(二) 契約申込の受理方法としては、官公署、會社、工場、事業場その他の團體に勤務する者に對しては、團體責任者をして協力せしめ、被保險者十五人以上の加入に對しては、團體特別取扱とする。この場合、被保險者

の面接を省略し、團體代表者に對し拂込保険料の百分の五に相當する金額を手數料として毎年一回取纏めて支給することになつてゐる。

保甲制度の確立せる地域に對しては、連保長、保長又は甲長をして協力せしめ、保、甲地區内の居住者十人以上を一纏めにして申込む場合には、これを集團取扱とし、保険料は代表者において各契約者の拂込むべき保険料を取纏め一定の期日に拂込ましめることとし、代表者に對しては、拂込保険料の百分の四に相當する金額を毎年一回取纏め手數料として支給することになつてゐる。なほ、この集團取扱の特典を受けられる者としては、宗教團體の壇徒、教徒、信徒、同一學校に屬する學生、生徒、産業組合、商業組合、工業組合その他同業者の組織する組合、青年團、婦人團體、その他の集團に屬する者、等が擧げられてゐる。

なほ、一般個人勧誘の場合と雖も、なるべく、戸長、商店主、等に協力を求めることにしてゐる。

九 保険料はこれを五歳階級別に算定し、月掛と年掛の二種とし、月掛の方は一圓、二圓、三圓、五圓、十圓、十五圓、二十圓、二十五圓の八種とし、年掛の方は保険金一千圓に對するもの、二千圓に對するもの三千圓に對するもの三種とする。

保険料を五歳階級別に算定せることは各國にその例を見ないところであるが、華北のそれにつき、かやうな方法を取つたのは、支那においては正確なる各歳別の死亡統計を缺き、又、保険加入に際しても、年齢の正確を期することは困難な爲め、かやうな事情の下において、各歳別の保険料表を作成しても無意味であるとせねばならぬので、これを五歳階級別に算定したのである。これによつて保険料額の劃期的單純化を圖り、事務の能率増進と

經費の節減に資するところ頗る大なるものがあるわけである。

一〇 保険料の拂込期は、月掛にあつては毎月一月分を、年掛にあつては毎月一月分を年掛にあつては毎年一年分を保険契約の效力發生の日に應當する日より一月間に拂込むことになつてゐる。但し、二月の猶豫期間を設け三年分以内の保険料の前納割引を認めてゐる。割引額は一年分毎に一月分の割合である。なほ、契約者が保険料集金施行區域外又は郵政人壽保險法施行區域外に移轉し、保険料を毎月又は毎年拂込むことを困難とする事情あるときには、三年分以上の保険料を前納することが認められてゐる。全保險期間のそれについても認められるわけである。この場合は左の割合によつて保険料の割引をする。

月掛前納保険料に對する割引月數（一年未滿は切捨つ）

前納期間 (當月分を含む)	割引月數	前納期間 (當月分を含む)	割引月數	前納期間 (當月分を含む)	割引月數
四 年	六 _{月分}	十 年	二七 _{月分}	十 年	五九 _{月分}
五 年	九	十一年	三二	十一年	六五
六 年	一二	十二年	三七	十二年	七一
七 年	一五	十三年	四二	十三年	七八
八 年	一九	十四年	四七		
九 年	二三	十五年	五三		

年掛前納保険料に對する割引率

前納期間	割引率	前納期間	割引率	前納期間	割引率
四 年	〇五	十 年	二七	十 六 年	二七
五 年	〇七	十 一 年	二九	十 七 年	二八
六 年	〇九	十 二 年	三一	十 八 年	二九
七 年	一一	十 三 年	三三	十 九 年	三〇
八 年	二三	十 四 年	三五		
九 年	二五	十 五 年	二六		

保険料の拂込は集金を原則とし契約者の指定したる場所において拂込ましむ。但し、集金不能の地區又は契約者の希望によつては郵局の窓口に拂込ましむ。

保険料の拂込には保険専用の切手を使用しこれを保険料領收帳に貼附して拂込ましむ。保険料の拂込に華北郵政總局長の發行する保険印紙を貼附せしむることは、華北において始めて採用せる方法である(註)。華北のそれが保険料拂込方法として保険専用の切手を使用することとしたのは、集金事務を簡易化し、且、局員の犯罪防止に役立たしめんが爲めである。

(註) 保険料の拂込に切手を使用してゐるのは、英國郵便保險と佛蘭西の國立養老年金と白耳義の前掲養老年金とがある。

なほ、保険料の受入報告は所屬月別月計報告としてゐる。これは、別に保險切手賣上高報告があるので、同報

告以外には所屬月別に集計したる保險料受入月報あれば充分であり、月計報告の方法を採ることによつて、保險料受入事務は著しく簡易化せられ、且、老六なる數量に上る契約別受入報告書用紙を節約し得ると共に、保險料受入事務關係定員の著減を期待し得るからである。なほ又、契約別受入監査方法としては、保險料一年分切手貼附濟の保險料領收證——これは保險料一年分毎に保險料領收帳より切り取り得るやうにしてある——と引換に抽籤券を交付し、引上げたる領收證により契約別の受入狀況を監査することにしてゐる。かくして、一般に簡易保險事務の過半を占むる保險料徵收事務を簡易化し、従事員の減少と物資の節約を圖らんとしたものである。

保險料の拂込には、なほ、別の觀點より個人拂込、團體拂込、集團拂込と分ち得ることは、上述よりして知らるところであるが、後二者に對しては、それぞれの代表者に一定割合の手數料を交付すること、亦既述の通りである。

一一 保險金額を受取るべき者の指定變更に關しては、全くわが簡易生命保險法と同趣旨の立法を示してゐる。それは、すでに、獨逸保險契約法第六十六條、瑞西保險契約法第六十七條等にも認めてゐる如く、妥當な立法といへる。

保險金額を受取るべき者は保險金のみならず還付金をも受取る權利を有することにおいて、又、かやうな受取人の指定なき場合、被保險者を以て受取人とすることに於いて、わが簡易生命保險法と異なるところはない。ただ、受取人無指定のとき被保險者が死亡した場合における法定受取人の範圍及び順位については、われと多少異なるものがある。すなはち、華北においては、支那の民情を稽へ、かやうな場合における受取人を被保險者の死

亡當時これと同一戸内（戸口規則による戸口調査表の設備なき地域にあつてはこれに準ずる帳簿によりこれと同一戸内）に在るところの被保険者の配偶者、直系血親の卑親族、父母、兄弟姉妹、祖父母、竝に被保険者の葬祭費を負擔したる者、となつてゐる。もし、同順位の者數人あるときは、男及び女の間在つては男を、男の間又は女の間在つては年長者を以て代表者とする（註）。

（註）支那の身分法に關し最近權威ある著書が出た。仁井田陞博士の支那身分法史がそれである。なほ、わが國簡易生命保險の法定受取人につき簡易生命保險令第十條の二、第十條の三參照。

受取人の利益享受に關する規定、讓渡禁止、差押禁止に關する規定は、いづれもわが簡易生命保險法と異なるところはない。

5。 二二 保險契約者の地位の承繼に關する規定も、わが簡易生命保險法第十四條をその儘採つてゐるに過ぎない。

二三 詐欺無効に關するそれもわが簡易生命保險法第十五條に全く同じである。

二四 契約の解除には、契約者の爲す解除と保險者の爲す解除と法定解除とある。

契約者の爲す解除は、わが簡易生命保險法と殆んど同じ立法を示してゐる。ただ、華北のそれは、事前に解除權を拋棄することを認めてゐる。

保險者の爲す解除は、告知義務違反を理由として契約を解除する場合をいふのである。これ亦、わが簡易生命保險法と殆んど異なるところがないが、ただ、契約解除の相手方に契約者のみならず受取人も加へたること。

不可爭期間の短期一月を短期時效的規定とし長期の方を三年としたこと、かやうな場合にも還付金を支拂ふものとしたこと、において、稍々進歩の跡を示してゐる。

法定解除とは、保険料滞納の效果として法の認めたものである。わが簡易生命保險法はこれを失効とするが、華北は獨逸保險契約法第三十九條、瑞西保險契約法第二十一條と同じく解除されたるものと看做してゐる。

一五 契約の變更に關しては、制度の簡易化と事務の簡捷化を圖ることに主眼を注ぎ、これが變更種目を(イ)保險料の減額變更と、(ロ)年掛保險料より月掛への變更と、(ハ)料濟保險の三に限定することとした。而して、變更の要件としては、(イ)(ロ)及び(ハ)の場合は、いづれも契約後一年以上を経過し居れるものなることを必要とし、(ロ)の場合はこれにより保險金額を増加せしめざることを條件としてゐる。なほ、(ハ)の場合は變更後の保險金額は百圓以上でなければならぬ。

右の中注意すべきは、華北の料濟保險は契約の有効中のそれについてのみ認められるといふことである。わが國のそれは、契約失効後と雖も一月内に限り料濟保險への變更が認められることになつてゐる。

一六 保險金支拂免責條項はわれのそれと異なるところがない。

一七 還付金は契約解除、告反解除、保險料滞納、契約變更、支拂免責の場合に支拂はれる。この場合、被保險者の爲めに積立てたる金額の百分の八十を還付する。因みに、わが國のそれは百分の九十乃至九十八となつてゐる。

還付金を受取るべき者はわれと同じく保險金受取人となつてゐる。

一八 契約者貸付の條項は多少われのそれと異なる。華北のそれは解約還付金の範圍内にして、しかも、保険金の百分の五十以内において三十圓以上となつてゐる。なほ、この場合、五圓未滿の端數を附し得ないことになつてゐる。

一九 抽籤給與金制度は支那特有のものである。生命保険にかやうな制度を採用したのは、すでに、福州地方に行はれた人壽小保険にこれを見ることが出来るのであり、近く滿洲生命保険、滿洲郵政生命保険にこれを見るのである。後二者は剩餘金處分の一方法として採用するに過ぎない。生命保険事業に射倖性を附與することの當否については議論の餘地があるが、元來、射倖性は支那民族の特性にして彼等の日常生活にまで浸潤してゐることでもあるので、かやうな民衆を豫定利率の低い生命保険に誘導するには、この制度を利用するのが最も効果的なりとして採用したものである。

華北のそれは、一年間保険料の拂込を繼續したる保険契約に對し、毎年月掛にあつては保険料一圓毎に、年控にあつては保険料年額一圓毎に、抽籤券一枚を發行し、十萬枚を一組として抽籤を行ひ、その當籤者に當籤の等級により當籤給付金を支拂ふことになつてゐる。但し、當籤給付金を一時に全額支拂ふときは、中途脱退者の生ずる虞もあるので、當籤の時給付金額の二分の一を支拂ひ、殘額は保險事故發生の時に支拂ふことにしてゐる。因みに、當籤の等級、箇數、金額は左の通りである。

一等	一本	一萬圓
二等	十本	各千圓
三等	百本	各百圓

なほ、當籤契約の募集者又は紹介者に對しては、募集員等に對する無言の督勵たらしめ、募集成績を向上せしむる趣旨より、相當の金額を支給することになつてゐるのも、その特色である。すなはち、集團取扱又は團體取扱のときは、その代表者に當籤給付金の百分の五に相當する金額を支拂ふことにしてゐるのである。

二〇 加入者の身分證明は、戸口調査規則による戸口調査原簿に本人の氏名、出生年月日、現住所、その他身分に關する事項が詳細に記載されてゐるので、大體これにて間に合ふものと考へられてゐるやうである。又、死亡證明の事實も醫師又は警察官憲の證明の事實も醫師又は警察官憲の證明にてこれが認證に困難を生ずることはあるまいと考へられてゐる。

ただ、受取人の確定問題については、支那に民法なるものが存するものの、その民法は民國二十年に制定せられ、支那古來の慣習を無視し居れる爲め、一般民衆はこれに遵はんとする意思なく、依然として、舊來の慣習が行はれてゐる現状なので、前記の如く、受取人を法定する一方、申込の際極力受取人を指定せしめることにしてゐる(註)。

(註) われわれが支那の法律について注意しなければならぬことは、華中において制定されたものは、すべて華北に及ばないといふことである。例へば、民國三十一年十月一日より國民政府實業部の手により施行された保險契約法及び保險業法は、いづれも華北には及ばないのである。したがつて、華北ではこれに關し特別の立法を爲さねばならぬわけである。

二一 華北には、制限能力者に關して特別規定が存する。曰く、『郵政人壽保險に關し行爲無能力者又は制限行爲能力者の郵政人壽保險取扱機關に對して爲したる行爲は能力者の爲したるもの、當該取扱機關の行爲無能力者又は制限行爲能力者に對して爲したる行爲は能力者に對して爲したるものと看做す』(華北郵政人壽保險暫行辦法第

一七條と。この規定は、わが大正四年の簡易保険法案第二十四條より採つたものである。同法案に曰く、『簡易保険に關し無能力者の當該官署に對して爲したる行爲は能力者の爲したるもの、當該官署の無能力者に對して爲したる行爲は能力者に對して爲したるものと看做す』と。わが民法第四條以下の規定によれば、無能力者の爲したる法律行爲は、多くの場合において、これを取消すことを得べく、又、民法第九十八條の規定によれば、未成年者又は禁治産者に對して爲したる意思表示はこれを以てその者に對抗することを得ざるものとなつてゐる。しかるに、簡易保険において、あらゆる場合にこの原則を必要とすれば、一々同意書、許可書、その他の證明書を徴する等、實際の事務運行上支障が尠くないといふので、かやうな條文において、簡易保険に關して爲さるる行爲につき、無能力者を能力者と看做す旨を定めて、右の如き不便と不利とを一掃せんとしたものである。かやうな規定は、通信關係のそれにも存するところであるが（例、郵便法第一〇條、郵便爲替法第四條、郵便貯金法第一二條、電信法第二二條）、同法案後段の如き規定は、右の先例になかつたのであるが、これ、いはば、先例の缺漏を補足せるものである。要するに、この規定は、わが現行法にはないが、華北のそれは、これをその儘踏襲して自己防衛の手段を固めたものである。ただ、華北のはわが草案の外に制限行爲能力者を加へたまでである。

三三 いはゆる成規支拂に關する規定は全くわれと同じである（前掲法第二九條、わが簡易生命保險法二八條）。

七 加入者保護の規定

一 審査會制度は全くわれの簡易生命保險審査會制度を模倣せるものに外ならぬ。

- 二 印紙税の免除につき亦然り。
- 三 郵便物の無料取扱につき亦然り。
- 四 受取権の譲渡差押禁止につき亦然り。
- 五 華北のそれはわれと同じく戦争危険の無条件負擔をする。
- 六 なほ、團體取扱、集團取扱、料濟保險、契約者貸付、療疾條項（われと異なり失明を認めない）、等は、いつもみ方によつては加入者保護の規定である。

八 會計組織

- 一 本事業の特殊性に鑑みその會計を一般郵政會計より切離し特別に計理することとし、以てその收支を明確ならしむると共に、事業基礎の鞏固を圖ることとしたのである（華北郵政人壽保險法第三一條）。
- 二 收支豫算については、今、これを發表するの自由を有しないので、他日の研究にゆづる。

九 餘剰金の處分

事實上生じたる剰餘金は被保險者の福祉施設にこれを充當することになつてゐる（華北郵政人壽保險規則第六條、第一七條）。被保險者福祉施設が生命保險殊に簡易保險に必要なことは改めて説くまでもない。すでに、本稿においても、その支那における重要性を説いたことである。華北の保險も特にこの問題に力を注ぐことになつたので

ある。

一〇 積立金の運用

積立金はこれを郵政人壽保險資金として華北郵政資金局に預託し（前掲法第三二條）、契約者に對して貸付を爲す場合を除くの外、華北郵政資金運用委員會に諮問し、有利且確實なる方法を以て公共の利益の爲めにこれを運用することになつてゐる（華北郵政資金運用暫行辦法第二條）。而して、これが放資部門その他については、未だ事業創始日尙淺き今日でもあり、明確ならざるものがあるが、その大綱については、斯業創始の趣旨に照らし自ら確定してゐるといへる。これらについては、すでに、述べたところでもあるので、ここには再び繰返さないであらう。

一一 むすび

一 わたくしは、以上において郵政人壽保險の梗概について敘述し來つたのであるが、それは、この保險が中華民國保險事業沿革史上一時期を劃すべき支那事變後最初に生れ出でたる官營保險であり、わが國としても、支那民族に對する信用保持上、是が非でもこれをもち立て、これが發展育成に協力せねばならぬものだからである。もし、同事業にして、彼の舊國民政府の下に企圖されたる簡易人壽保險、中央信託局保險の轍を踏まんか、今後における支那保險事業は永遠に民衆より離反する結果に陥るであらう。

由來、支那における生命保險事業不振の原因として、いろいろ數へ上げられてゐる。今、その主なるものを通

觀するに凡そ左の通りである。

(一) 一般に生命保險發達の基礎條件としては、(イ)國民の教育文化の程度が生命保險制度の意義並に個人的及び社會的價値を認識し得るまでの水準に到達してゐること、(ロ)國內の政治及び經濟が安定し、國民が長期契約たる生命保險施設に對する信賴の念を保ち得ること、(ハ)國民收入の一部を保險料に充當し得るに足る經濟的負擔能力あること、(ニ)貨幣經濟組織が確立すると共に貨幣價値が概ね安定すること、(ホ)死亡率その他數理的基礎統計が蒐集し得らること、(ヘ)出生時期、相續關係等を確證し得る戸籍又はこれに類する公的證明制度の樹立され居ること、等を必要とするが、支那においては、面積宏大、巨多の人口を抱擁するに拘らず、多年歐米列強の經濟的侵略により半植民的状态に置かれて居り、農業經濟を中心として來た爲め、生命保險の如き文化的經濟施設はこれが發達の温床とするには、餘りにも不適であり、就中、上掲の基礎條件を欠缺するのみならず、殊に、治安状態悪くして絶えず内亂外紛の繼起に悩まされてゐるところへ、貨幣制度、法律制度の不完備、貧富の差甚だしく國民の大部分が低収入なること、高利貸資本や買辦資本が横行して金利の高いこと、衛生状態良好ならずして天災、惡疫等に因る死亡率の高いこと、等は、生命保險の發達に著大なる惡條件を與へてゐるのである。

(二) 支那民衆は運命に對して著しく屈從的、迷信的にして、人生はすべて運命の支配するところにして、富貴も亦天命に従ふ、といった思想を抱懷するのであるが、彼等は家族が死亡するもその不衛生なりしに基因せることに氣付かず、又、家屋が燒失するも火氣の不始末なりしに基因せることに氣付かず、その原因は、寧ろ、先祖

の墓の風水宜しきを得ざりしに起因するものと爲し、又、大都會においてすら吉凶禍福慶弔の裁斷を易者に求めるの慣習は、今日なほ牢乎として抜き難きものがある。疾病の治療も易者巫婆の言に従ひ貴重なる一命を捨つることも尠くない。かやうに、支那民衆の多くは、國民の知識程度低く科學的知識乏しく、爲めに生命保險の如きに關して極めて無關心なるは當然のことといへるのである。

(三) 支那におけるいはゆる大家族制度は生命保險の發達に著大の悪影響を與へてゐるとされてゐる。いふまでもなく、大家族制度は數多の家族が集合して居住し財産を分割せずして生活する制度にして、その趣旨とするところは、同様の勢力を維持し、以てその生活の安定を圖らんとするものであるが、この制度は農村自然經濟時代に發生し過去幾千年連續として今日に至つてゐるものである。この制度の下においては、祀田と稱する一家共有の田地を有し、家族は毎年輪番にてこれを耕作し、その收穫を以て、結婚葬祭その他一家の大事の費用を支辨するを例とし、又、家族中弟が死亡すれば兄が弟の妻子を扶養し、兄が死亡すれば弟は兄の妻子を扶養するの義務を負ふことになつてゐる。それ故、かやうな制度の下に生活を營む家族相互間に生活が保障されてゐるのである。つて、生命保險に加入し、自己又はその妻子の生活安定を圖らんとするの念慮を生ぜざるは亦已むを得ざるところとせねばならぬといふのである。

(四) 次に、從來支那の學者が保險學の普及發達に無關心なりしことも、同國生命保險不振の一因なりとせられてゐる。しかし、これは、ものの考へ方ではあるが、保險學の研究が如何に旺盛で精緻を極めたとしても、それによつて、直ちに、一國の保險事業が毀盛に向ふとのみ斷定し得ないものがあるのである。

(五) 次に、保險經營者にその人を得ざりしことが擧げられてゐる。殊に、保險經營上必要なるアクチュアリー
の缺けてゐることが強調されてゐる。

(六) 産業の不振は延ひて生命保險事業の發達に至大なる阻碍を與へてゐるともいはれてゐる。

(七) 支那においては、一般民衆の經濟狀態極めて不良にして、保險の加入對象となるべき中産階級に乏しく
極く少數の富裕階級を除く外は大多數が貧民であることも同國において生命保險事業が發達しない理由の一とさ
れるのである。保險事業の發達するが爲めには、尠くとも、國民がその所得の一部を割いてこれを保險料に充當し
得る經濟的負擔能力を有することを必要とするが、支那においては、低收の農民が七八割程度を占め、勞働賃
銀低く、従つて、その生活程度極めて低級である。民衆は今日の生活に急にして明日の用意を爲すの餘裕がない
狀態であるもの、生命保險事業の發展を阻止した一因であるとするのである。

(八) 次に、貨幣制度の不確立、貨幣價值の變動常ならざることと一因として數へられてゐる。從來、支那に
おける貨幣制度は不統一を極め發券銀行は全國各所に散在し、通貨の流通區域はその種類によつて必ずしも一定
してゐなかつたのである。又、貨幣價值も政權軍閥の隆替並に銀貨の動搖によりその變動激しく、爲めに生命保險
の如く、長期に亘り信用を置かねばならぬ制度の育成には甚大なる障碍を與へ來つたことは否定し得ないところ
である。その後、一九三五年舊國民政府による幣制改革も、従前の如き通貨制度に一應の安定工作を與へたのみ
で、生命保險には差して好影響を與へるまでに至らなかつたのである。

(九) 右の如く、支那において貨幣制度の統一されたのは近年のことに屬するが、同國の信用機關の發達は極

めて不充分にして資本市場狭小なる爲め、資金の供給は潤澤を缺き、その利殖の安全確實を期することは容易でない。そこで、同國の金利は既述の如く一般に高く、生命保険に無理解なる一般民衆は、保険と貯金とを混同して後者を有利なりと速断し、爲めに生命保険が常に不利の狀勢に置かれてゐることも否定し得ないところである。同國において、從來、生存保険が發達しなかつたのは、一に同國における金利の高いことに起因するものと思惟せられるのである。

(一〇) 保險監督行政の確立し居らざりしことも、不振の一因を爲せるものといふことが出来る。一八七五年支那人最初の保險會社たる仁濟和保險公司の設立せられて以後、一九三八年に至る間に通計五十四社の支那保險會社の設立をみたのであるが、その基礎いづれも脆弱にして、その經營よろしきを得ずして廢業のやむなきに至れるもの十六社に達し、又、福州、上海方面に設立された小口保險會社も、同業者間の掠奪募集、保險料割引等の不正競争に基因して遂に會社の破綻を招來し、加入者に甚大なる損失を與へた爲め保險事業に對する民衆の信用は著しく失墜したのである。これ同國保險監督法規の欠缺に起因するものと考へられるのである。

(一一) 最後に、國內の治安確立せざること、すなはち、長年月に亘り兵亂相次ぎ軍閥の興廢常なく民力の疲弊し來れることが如何に文化的事業としての生命保険の諸達に一大阻塞を爲してゐたかは、改めて論ずるまでもないところである(註)。

(註) 外人保險業者の支那旅行視察談として興味ある記事がある。曰く、支那人は資金に對し一割乃至二割の利子を得ることは極めて容易であるから、彼等に三分又は三分五厘の生命保險證券を賣ることは困難である。同國には、保險監督法規がある

わけではないから代理店の設置に免許は不要である。それ故、何人でも保険を募集が出来るのである。同國における主なる醫的危険は、結核及び心臓病である。同國においては、療養募集が盛に行はれ、保険料の割引競争が行はれてゐる。代理店、顧客の雙方とも保険に關しては全く無知である。無訓練無知識のため、加入者は非常な損害を受けてゐるのである。代理店にして生命保険のみを取扱ふもの極めて少く、大抵は他に事業をもつてゐる。又、代理店にして保険の知識と募集術とを心得てゐるものは百人中一人位であつた。大多數は全く時代後れのもののみである。云々 (The Eastern Underwriter, September 4, 1936)。だが、しかし、彼は支那は保險市場として將來性ありとしてゐる。

二 以上、支那における生命保險事業不振の原因として、從來擧げられてゐるところを紹介し來つたのであるが、その各々についての當否は他日にゆづるとして、華北郵政人壽保險が過去において諸會社の辿り來つた苦汗に稽へ、より合理的なる經營を斷行せんとしてゐることは喜ばしきこととせねばならぬ。

最近、國民政府實業部は舊國民政府の下に制定公布された保險契約法 (民國十八年十二月三十日公布、同二十六年一月十一日修正公布) と保險業法 (民國二十四年七月五日公布、同二十六年一月十一日修正公布) とを本年十月一日 (民國三十一年) より施行することとした。これ、國民政府としては、その生立の經過よりして、舊國民政府の下に制定されたものとはいへ、これを未施行の儘放置することに一の面子を感じたると、大東亞戰爭勃發後、保險業法未施行を好機として、英米の勢力を離脱せる支那資本家が雨後の筍の如く保險會社を設立し、——損保、生保を合し約六十社に達してゐる——、これが監督取締に手を焼けるの結果として、取り敢へず、わが興亞院當局の諒解を得ずして保險契約法及び保險業法を施行したものである。固より、この保險業法は極めて不備なるの故を以て速かにこれが修正を爲すべく、わが興亞院當局と國民政府實業部との間に協議が進められ、本年四月改正されたのであるが、¹⁰⁾ 同法は華北には及ばないことになつてゐる。蓋し、華北は中支、南支と異なり、事實上獨立せる

10) 生命保險經營第15卷第3號。

華北政務委員會を有し、法制上完全なる自治權を持つてゐるからである。同様に保險契約法も亦華北には及ばないことになつてゐる。同法は目下のところ、大東亞省當局においても改正の意圖をもつて國民政府に交渉してゐる。

かやうに、中支においては、去る十月一日より保險契約法及び保險業法が施行せられ、國民政府實業部の下に全國保險管理局を上海に新設し、保險會社の監督に乗り出し、わが大東亞省當局と共同して、會社の整理統合に當ることとなつたのであるが、華北には、未だ、保險契約法、保險業法なく、従つて、保險會社の監督を取り敢へず郵政資金局において行ふにしても、この點は、速かに考究せらるべき問題であらう。然らざれば、華北における保險事業の統制は不完全なるものとなり、如上の斯業不振の原因は依然として華北に残さるることとなり、保險事業の信用向上の點からいつても、寒心の状態にあるわけである。民衆の一般保險事業に對する不信は、延ひては、華北郵政人壽保險事業それ自體に影響するのである。

いづれにもせよ、われわれは、華北に本制度の生れたることを喜び、斯業が永い間暗中摸索の時代をつづけ來つた支那保險事業沿革史上燦として輝き、暗黒の彼方に一大光明を放てるものなることを確信するものである。

参 考 文 獻

支那における保險關係の文獻中主なるものとして参照せるものは左の如くである。

- 1 粟津清亮、支那に於ける保險思想に就て（保險雜誌第一四八號）。
- 2 Assecuranz Compass, 1931.

華北郵政人壽保險制度梗概

第三卷 三九三 第二號 一九七

- 3 天海謙三郎編、中華民國實業名鑑(昭和九年)。
- 4 馬場敏太郎、上海の人口(支那研究第一八號)。
- 5 馬寅初、中國保險業與新中國建設之關係(沈雷春編、中國保險年鑑一九三七年版特編第四頁以下)。
- 6 中日對照新六法。
- 7 中華民國現行法規大全(一九三四年、全一卷、上海)。
- 8 中華民國法規彙編(一九三四年、全八卷、附表一卷、上海)。
- 9 大理院公報。
- 10 ジャン・エスカルラ支那法文獻總目錄(風早八十二譯、法律時報第一一卷第四號、第五號、第六號參照。これは、支那法に関する世界的權威者たるエスカルラの支那法 *Le Droit chinois, Peking et Paris, 1936.* の卷末に附せられたところの *Bibliographie* によつたものである。そこには、支那保險法關係の著書論文等の文獻が網羅されてゐる)。
- 11 江川英文、中華民國に於ける外國人の地位。
- 12 魏源編、海國圖志(全百卷より成つてゐるが、その第八三卷貿易通志第一五頁以下、生命保險會社協會編、明治大正保險史料第一卷第一編第二類第一頁以下にもその抄録が載せてある)。
- 13 保險銀行時報第三九八號(明治四一、一一、一三)。
- 14 池田龍藏、支那の無盡に關する研究。
- 15 生田武夫、支那に於ける生命保險事業の概觀(保險協會雜誌第三卷第一〇號)。
- 16 同氏、支那に實施された簡易保險(生命保險會社協會報第二五卷第一號)。
- 17 *Indisch Verlag, 1941.*
- 18 神山公一、中華人壽保險株式會社設立經過の概要(保險經營研究第一六卷第六號)。
- 19 小竹文夫、上海の沿革(支那研究第一八號)。
- 20 同氏、上海の貿易(支那研究第十八號)。
- 21 桂中樞編、英文中國年鑑(*The Chinese Book, 1935—36.*)。
- 22 川村宗嗣編、日本民商法令對照中華民國商法。

- 23 森莊三郎、支那に於ける保險事業及び保險法令の沿革（經濟學論集第九卷第五號、第七號）
- 24 三浦義道編、綜合國際日本保險年鑑（昭和十、十一年版）。
- 25 村上貞吉、中華民國に於ける保險關係法規。
- 26 村上貞吉、大谷政勝共著、中華民國法令年鑑（民國二十六年度）。
- 27 滿洲六法。
- 28 森村金造、清國に對する生命保險（保險雜誌第一四九號）。
- 29 中村喜代嗣、郵政仁壽保險の創始（保險協會雜誌第一五卷第九號）。
- 30 同氏、中華民國に於ける保險事業の概況（保險評論第三〇卷第一號）。
- 31 西野照太郎、損害保險研究第六卷第二號及第三號。
- 32 大谷孝太郎、支那ギルドの研究（支那研究、第三〇號）。
- 33 王孝通、保險法論（一九三二年、上海）
- 34 李浦、保險法要論（一九三二年、北京）。
- 35 司法院公報。
- 36 最高法院公報。
- 37 坂本豊彦、清國の保險事情（保險銀行時報第三九九號、明治四一、一一、二〇）。
- 38 同氏、清國の保險事情（前掲誌第三九卷第三四五號）。
- 40 鈴木竹雄、石井昭久共著、中華民國海商法。
- 41 生命保險會社協會譯、中華民國保險法。同協會譯、中華民國保險業法。
- 42 田中耕太郎、鈴木竹雄共著、中華民國會社法。
- 43 富貴良、民國に於ける生命保險類似施設の研究（保險評論第三〇卷第二號乃至第四號）。
- 44 東亞同文會編、支那經濟全書。
- 45 臺灣總督府官房調査課、南支那の開港場第一編（南支那及南洋調査第一八四輯）。
- 46 沈雷春、中國保險年鑑（一九三六年、一九三七年、一九三九年、一九四〇年版）。

- 47 中國經濟年鑑(全三卷)。
- 48 張肖梅、中國經濟機構之變遷與保險事業(前掲沈雷春編、中國保險年鑑一九三七年版特編第三一頁以下)。
- 49 中華民國交通部郵政儲金匯業局、郵政儲金匯業事務年報第六期(民國二十四年版)。
- 50 ウッドヘッド編、中華年鑑(一九三八年版)(H. G. W. Woodhead, The China Year Book, 1938)。
- 51 和田喜八、上海に於ける保險事業の研究(支那研究第一八號)。
- 52 山田弘之譯、支那に於ける無盡の慣習(南滿洲鐵道株式會社庶務調査課、パンフレット第四八號)。
- 53 小島昌太郎、支那最近大事年表。
- 54 土方成美編、支那の通貨と貿易。
- 55 日本興業銀行銀行調査月報昭和一七、九、事變下に於ける上海金融の動態。
- 56 徳永清行、支那中央銀行論。
- 57 玉井是博、支那社會經濟史研究。
- 58 東亞經濟懇談會、東亞經濟要覽。
- 59 眞鍋藤治、郡司弘、支那銀行法律大系。
- 60 谷口知平譯、エスカラ著、支那法。
- 61 河合篤、支那法の根本問題。
- 62 青谷和夫、支那における保險事業(主として、上海における損害保險)(損害保險研究第九卷第三號)。
- 63 青山雅夫、中華民國保險法の性格(保險經營研究第二〇卷第五號)。

京都帝國大學經濟學部内

「東亞經濟研究所」要項 (昭和十五年十一月十日設立)

- 一、東亞經濟研究所ハ東亞經濟ニ關スル研究ヲナスヲ以テ目的トス
- 二、東亞經濟研究所ノ事務所ハ京都帝國大學經濟學部内ニ之ヲ置ク
- 三、東亞經濟研究所ハ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、東亞經濟叢書「東亞經濟叢書」ノ發行
 - 二、研究報告「東亞經濟叢書」ノ發行
 - 三、研究叢書「東亞經濟叢書」ノ發行
 - 四、研究報告「東亞經濟叢書」ノ發行
 - 五、研究報告「東亞經濟叢書」ノ發行
- 四、研究報告「東亞經濟叢書」ノ發行
- 五、研究報告「東亞經濟叢書」ノ發行
- 六、研究報告「東亞經濟叢書」ノ發行
- 七、研究報告「東亞經濟叢書」ノ發行

昭和十八年四月廿三日印刷
昭和十八年五月廿八日發行

◎定價 金壹圓
特別行爲稅相當額 六錢
合計 金壹圓六錢

編輯兼 松尾哲彦
發行人 橋本岩太郎

印刷所 眞美印刷所

發行所 京都帝國大學經濟學部内
東亞經濟研究所

日本出版文化協會會員番號第三〇〇七一號

配給元 日本出版配給株式會社

發賣所 書肆 有斐閣

廣告料	價	賣
一頁	金二十五圓	一冊 定價 金壹圓
半頁	金十五圓	特別行爲稅 金六錢
四半頁	金九圓	拍賣額 金壹圓六錢
		送賣料 金十二錢
		一ヶ年分四冊定價 金四圓
		(但シ特別行爲稅及送料ハ別ニ申受ク)
		(増大號ノ場合ハ此ノ限ニ非ラズ)
		(廣告料ハ別ニ申受ク。税金ハ別ニ申受ク)

本誌の購讀會員(一ヶ年分金參圓五拾錢)は東亞經濟研究所(振替口座京都一九六七四番)へ申込まれたし